

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

第4準備書面

令和6年3月29日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

被控訴人の第1準備書面に対する反論

第1 控訴人らの第1準備書面、第2準備書面に対する被控訴人の反論（被控訴人の第1準備書面、第2）について

1 被控訴人の主張の要旨

被控訴人は、一審と同じく、

「控訴人らの主張する生命、身体の侵害は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としているから、避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要があるところ、その主張立証責任は控訴人らにある。」（同10頁）

と主張する。

2 被控訴人の主張の誤り

① 最大の欠陥（セット）

この論の最大の欠陥は本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故（以下、大事故）の具体的危険を主張・立証するしないと、大事故の可能性はあるかないかは無関係であるにもかかわらず、両者をセットにし、前者の主張・立証がなければ、後者の可能性もないという点にある。本件の一審判決がその例である。被控訴人は、セットにしなければならない理由と、大事故の可能性を否定する理由の2つを明らかにしていない。

避難計画を含む第5層の防護は、大事故の可能性あることを前提にしている。第1層から第4層までの防護がいつ、どのような原因と経過で破られるかを主張・立証することはできないが、大事故の可能性あることを否定できないから、法律によって、避難計画を含む第5層の防護の策定が自治体に義務付けられているのである。被控訴人のこの主張は、その構造自体の否定を目論んだものである。

② 不可能（想定外から大事故が発生する）

第1層から第4層までの防護がいつ、どのような原因と経過で破られ、大事故が発生するかを明らかにすることは、不可能である。想定外の事由によって、大事故が発生するからである（甲B44の1～4）。可能であれば、規制委員会と被控訴人がそれをして、対策に役立てるべきであるが、両者がしていないのは、不可能であるからである。可能であれば対策も立てられるが、不可能であるが故に対策の立てようがなく、それ故、大事故の可能性を否定できないのである。国ですら福島第一原発事故を予見できなかったことは、令和4年6月17日の最高裁判決が示すとおりである（控訴人第1準備書面6～7頁）。

能登半島地震による地盤の隆起と2mを超える地表の段差を予測できた人はいないが、志賀原発の敷地内で起きた場合、能登半島の住民の避難はあり得たのである。想定外から大事故が発生することは、今後も変わることがない。

被控訴人は第1準備書面14頁以下で、防災基本計画に触れて

「防災基本計画では、放射性物質を異常に放出するような事故が発生した場合の原子力災害を含む各種災害について、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、国民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。」「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。」(乙第10号証(1頁～2頁))とされており、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを前提として「減災」が防災の基本理念であると明記されている。」

と主張している。このような主張をしつつ、大事故の可能性を否定するのは矛盾している。

③ 非常識な結果

控訴人の第1準備書面の第2の2で述べた、救命ボートの欠陥を指摘する乗客に対し、海難事故の時期や原因の立証を求める船長の発言が非常識であるのは、それらの立証は船長ですら不可能であるからである。のみならず、結果と

して、救命ボートが万が一の海難事故のために用意されていることまで否定することになるからである。被控訴人でもなしえない大事故の具体的危険の主張・立証を控訴人らに求め、救命ボートに相当する第5層の防護を事実上否定（下記④の(5)）するのは、船長の発言と同様に非常識である。

④ 重大な不作用

第1層から第4層までの防護がいつ、どのような原因と経過で破られる大事故が発生するかを明らかにすることができるかどうかと、大事故の可能性があるか否かをセットにし、前者がなければ後者もないという被控訴人の主張は、控訴人の第1準備書面7で述べたように、以下の重大な不作用をもたらす。

- (1) 「大事故があり得ること」の否定は、福島第一原発事故の教訓の否定
- (2) 「大事故があり得ること」の否定は、原発事故の本質（危険性）の否定
- (3) 「大事故があり得ること」の否定は原子力規制委員会前委員長の答弁の否定
- (4) 「大事故があり得ること」の否定は、深層防護の正しい理解の否定
- (5) 「大事故があり得ること」の否定は、第5層の防護自体の事実上の否定。
第5層の防護自体の否定は原子力基本法第2条2項、3項（令和6年4月1日施行）違反
- (6) 「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定

(3)が特に重要である。安全審査を担当した規制委員会の前委員長が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本」「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるのは起きるものとして考えることが基本」と述べているのは、どれだけ厳密な安全審査をしても、想定外の事由から大事故が起きる以上、「大事故の可能性」を否定

できないからである。この見解を否定する理由を被控訴人は明らかにしていない。見解を否定できないからである。

(6)も重要である。被控訴人は第1準備書面51頁で、「被控訴人は、備蓄資機材を活用して600人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員する」ことを明らかにしている。宮城県（以下、県）からの要員の派遣に対し、「大事故の具体的危険を主張・立証してほしい」と注文をつけずに同意しているのは、「大事故があり得る」ことを認めているからである。主張と行動が矛盾している。

3 まとめ

以上の①②③④について、被控訴人は実質的反論を放棄している。

被控訴人が控訴答弁書で引用する判決（決定）及び第1準備書面で引用する大阪地裁平成5年12月24日判決（判例時報1480号）も（原告（債権者）が主張しないこともあり）①～④に対する言及を欠いている。①～④に対する実質的反論をしていない点では被控訴人と同じである。

5層の深層防護が徹底しない原発は安全と評価できないのであるから、本件については、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである。」との水戸地裁令和3年3月18日判決の判断枠組に従って判断されるべきである（控訴人の第2準備書面）。

第2 控訴人らの第3準備書面に対する被控訴人の反論（被控訴人の第1準備書面・第3）について

1 女川地域原子力防災協議会の判断に看過し難い過誤や欠落があるか否かについて

女川地域原子力防災協議会（作業部会）の審議の最大の特徴は、避難計画の実

効性に直結するテーマを敢えて外して議論している点にある（甲B38の1～2、甲B39の1～2）。

検査場所については、

- ① 検査場所を開設できるのか（開設の条件は何か、それを整えることはできるのか）。
- ② （検査場所を開設できるとしても）いつまでに開設できるのか。
- ③ 検査場所の継続期間（継続の条件が整っているのか）。

の3点をテーマにしていない。

バスについても同様であり、以下の4点がテーマから外れている。

- ④ 何台のバスが必要か。
- ⑤ そのバスを誰が確保するのか（確保できるのか）。
- ⑥ そのバスを配備できるのか（誰がどのように配備するのか）
- ⑦ 添乗員（石巻市職員）を確保できるのか。

作業部会にはほぼ毎回出席している被控訴人が、第1準備書面で①～⑦の審議について全く触れていないのは、それらが作業部会のテーマになっていないからである。その象徴が、甲B37の1. 別紙Ⅲの控訴人らの質問を、作業部会のテーマにしなかったことである。、甲B37の1. 別紙Ⅲをテーマにしないで、①～⑦を判断できる訳がなく、同協議会の令和2年3月25日の「具体的・合理的である」との確認は、甲B37の1の別紙Ⅲの質問を握りつぶした結果である。

①～⑦を作業部会のテーマにしないまま、「検査場所を開設できる」「バスの確保と配備ができる」という結論に至ったのであるから、女川地域原子力防災協議会の判断に看過し難い過誤や欠落があることは明らかである。

2 検査場所を開設できるか否かについて

① 「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」と「段階的避難」「一斉避難」との関係

この点について被控訴人は

「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」ことは、一斉避難することを前提としている」（27頁）

「控訴人らの第3準備書面の主張は、「検査場所を開設できない」及び「バスの確保と配備ができない」という主張であるが、いずれの主張も、住民が一斉避難することを前提としていると考えられるところ、原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえたUPZ内における具体的な対応においては、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっていることから、住民が一斉避難することを前提とする控訴人らの主張は、その前提それ自体が誤っている」（47頁）

と主張する。

イ. 「検査場所開設の可否」及び「バスの確保と配備の可否」と、「段階的避難」

「一斉避難」は無関係である

緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して、段階的に避難を実施する場合であっても、その住民が検査場所に到着する間に検査場所を開設しなければならないことには変わりがないし、段階的避難であろうが、一斉避難であろうが、そもそもバスの確保が困難であれば、自家用車を持たない避難者は一時集合場所で来るはずのないバスを待つこととなる。「段階的避難」か「一斉避難」の区別と、検査場所を開設できるかどうか、バスの確保と配備ができ

るかどうかは無関係である。

ロ. 実質的反論を欠いている

控訴人は一審の第3準備書面の第2で

- (a) 緊急時モニタリング要員等の整備ができていない
- (b) 周辺環境への評価を迅速かつ正確に行うこともできない
- (c) O I Lの値を超える「おそれ」を判断できない
- (d) 最悪を想定した早めの避難を呼びかけざるを得ない
- (e) 屋内退避の放射能リスク、不安、物流の途絶への不安が自主避難を加速させる
- (f) 自主避難を食い止める有効な方法がない
- (g) 検査場所の交通渋滞で段階的避難の効果は無に帰する
- (h) 受付ステーションの交通渋滞で段階的避難の効果は完全に無に帰する
- (i) 計画もUPZ全域の避難を前提にしている

を根拠に、段階的避難は実施不可能と主張した。(a)(b)(c)は「段階的避難」「一斉避難」の判断自体が困難であるということである。

能登半島地震では志賀原発周辺のモニタリングポスト約120カ所のうち、最大18カ所で通信トラブルが起き、一時的に計測もできなかった(甲B47)。段階的避難になるか一斉避難になるかは、事故の拡大いかん、それに伴う放射性物質の拡散いかんにかかっている。放射性物質の拡散状況を的確に判断することは困難である。避難の遅れにより、浴びる必要のない放射性物質を浴びてしまうこともある(甲B45の1～5、甲B27の5の15～16)。地上1mで計測した場合の空間放射線量率が $20\mu\text{Sv/h}$ に達した場合、住民の避難を開始することになっている(甲B2の10頁、甲B5の8頁)が、石巻市(以

下、市)全体が短時間内に次々と $20\mu\text{Sv/h}$ を超えることは、風の方向や風速いかんで当然ありうることであり、それに対応できる準備が必要である。

よって、常に段階的避難になるという保証はどこにもない。それ故、最悪を想定した早めの避難を呼びかけざるを得ないのである(甲B46の2~3)。

家屋の損壊が著しい場合、屋内退避が困難であることは、能登半島地震で明らかになった((e))(甲B42~同43)。しかも、自主避難を食い止める有効な方法がない((f))なのであるから、「段階的避難」の指示を出せば、「一斉避難」と区別がつかなくなる。

- ② 「警戒事態から施設敷地緊急事態、全面緊急事態へと緊急事態の段階が進展していく中で、国、宮城県及び被控訴人は、避難退域時検査場所の開設に向けた人員・資機材の移動準備等を開始し、体制を整えていく」(48頁)「避難退域時検査場所の開設準備体制が構築されてから住民の避難や一時移転が開始されるまでに一定の時間があり、その間に避難退域時検査場所の開設を完了させることができる」(49頁)について

緊急事態の進展の予測は困難である。甲B46の1~9は、福島第一原発事故の平成23年(2011年)3月13日から3月16日までの間の新聞記事であるが、政権、東京電力、保安院のいずれも、事故がどのように拡大するか予測できず、手探りの中、目先の対応に追われた。3月12日には、半径20km内の住民に避難指示が出されている(甲B46の2~3)。

前述のように、大事故の予測は不可能である。不可能であるが故に、大事故が起きた時の対策は予測できる範囲のものに限られる。その時のその大事故に的確に対応する対策を予め用意されていないため、大事故の拡大の予測と防止は、甲B46の1~9の記事のように、手探りとならざるを得ない。

250kmの避難が現実のものとならなかったのは、4号機で「天の配剤」としか言いようのない奇跡が生じたからである(甲B46の10)。もちろんその

ことが判明したのは、ずっと後である。

福島第一原発事故のケースでも、大地震に伴う大津波による施設の水没と、全電源喪失が重なることを予測できた人がいなかった（甲B44の1～4）。想定外の大事故に対する対策を立てていなかったため、緊急事態の進展の予測は困難となり、手探りの中、目先の対応に追われたのである。緊急事態の進展の予測が困難である結果として、外部に漏れた放射性物質の拡散状況の把握も困難となる（甲B45の1～5）。

緊急事態の進展の予測と、外部に漏れた放射性物質の拡散状況の把握が困難であれば、検査場所の開設準備体制が構築されてから住民の避難が開始される（その間に一定の時間がある）保証はどこにもない。福島第一原発事故の場合、上記のように、大津波の翌日の3月12日には、半径20km内の住民に避難指示が出されている（甲B46の2～3）。

ましてや、一定の時間のあるなしに関係なく、検査場所を開設できず、バスの確保と配備ができないのであれば、緊急事態の段階と検査場所の開設の可否、バスの確保と配備の可否は無関係である。

③ 控訴人の主張する「オフサイトセンターが機能しない」について

放射性物質の拡散状況を見極め、使用できる検査場所と使用できない検査場所を区別するのは、オフサイトセンターの役目である。被控訴人は「オフサイトセンターでは、原子力災害発生時においても必要なメンバーが参集できる体制を整えている」と主張しているが、控訴人の主張（控訴人の第3準備書面、第2の3）に対する実質的反論を放棄している。

控訴人が第3準備書面を提出してから令和6年2月末まで4ヶ月近くあったのであるから、被控訴人と代理人の能力からすれば、オフサイトセンターに控訴人の主張を見せて、反論を聴取することは十分に可能である。

そのうえで、この程度の反論しかできないということは、オフサイトセンタ

一からの聴取結果に照らしても、控訴人の主張を否定できないということに他ならない。控訴人の求める「控訴人の指摘する問題点についてオフサイトセンターから事情聴取し、避難指示が出た後、何時間（何日）で使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を県及び被控訴人に連絡できるか」に回答しなかったのはそのためである。

④ 控訴人の主張する「検査場所毎の現場計画が立てられていない」について

この点についても被控訴人は、実質的反論を放棄している。実質的反論を放棄しているということは、県からの事情聴取結果に照らしても、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、涌谷スタジアム 野球場、登米総合体育館の各検査場所について、

「避難車両の動線をどのように設定したのか」

「検査レーンを置く場所」

「(避難者用の駐車場を設ける場合) その場所が記載された図面等の資料」

が現時点でも検討段階であり、検査場所の位置と規模と特徴に対応した現場計画を立てていないということに他ならない（甲B10の34）。

控訴人が要求する「控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム 野球場、登米総合体育館のどこにレーンを設置するのか、どこを避難者用の駐車場にするのか、避難車両の動線をどのように設定するのか」に被控訴人が回答していないのはそのためである。

⑤ 控訴人の主張する「検査場所毎の必要最小限のレーン（可搬型ゲートモニタ）（以下、レーン）数を確保していない。搬入もできない」について

イ. この点について、被控訴人は「避難退域時検査の方法は、検査要員が表面汚

染検査用測定器であるサーベイメータを用いて測定することになっている」

(54頁)「したがって、車両用ゲート型モニタは検査に必ずしも必要な測定器ではない」(55頁)と主張し、その根拠として、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(乙21)の20頁以下を挙げている。乙21の20頁以下は、検査場所の検査方法として、「表面汚染検査用測定器(GMサーベイメータ)」「車両ゲート型モニタ」の2つがあると解説しているに過ぎない。

県が検査場所の検査方法をサーベイメータに限定し、車両ゲート型モニタを使用しないと決めた訳ではない。令和3年度避難退域時検査等訓練事前演習(甲B10の20の3の1の4)の資料3の会場設営には「マニュアルに基づくゲート型モニタの組立」が含まれており、資料3の別紙の「避難退域時検査等訓練事前演習」「2. 事前演習について」にも「ゲートモニタの組立及び検査場所の設営方法の習得」が含まれている。検査場所でゲートモニタを使用し、車両の測定をする方針であるから、演習の目的に「ゲートモニタの組立」を含めたのである。県が検査場所の検査方法をサーベイメータに限定し、「車両ゲート型モニタ」を使用しないと決めたのであれば、(県からの聴取結果に基づき)その時期、その理由を明らかにするべきところ、それをしていないのは、県が方針を変更した訳ではなく、必要なゲートモニタを保有していないことを否定できないから、目くらましとしてサーベイメータを持ち出してきたに過ぎない。

ロ. サーベイメータでの測定に代えることができるとして、検査場所毎の必要最小限のサーベイメータの数量とそのその数量のサーベイメータを県が保有しているか否かについて、被控訴人は明らかにしていない。

この点について被控訴人は、「宮城県及び被控訴人から動員された検査要員が、宮城県内の備蓄資機材であるサーベイメータを活用して検査を実施する。」と述べるが、県内のどこに、いくつのサーベイメータが備蓄されているのか、

いざという場合、それを借り出すことができるのかが不明である。県と被控訴人の要員がそれを検査場所に携帯して搬入するとしても、検査場所毎の搬入数が不明であれば搬入できないし、後記のように、要員の確保自体困難であり、いつまでに要員が検査場所に到着できるかも不明の状況下で、サーベイメータの搬入まで引き受け、それを携えて検査場所に到着できるかはさらに不明である。

「検査要員及びサーベイメータが不足する場合でも、原子力事業者や自治体から、それらを供給支援する体制が整備されている」についても、どこの原子力事業者か、どこの自治体かが不明であるだけでなく、それらが保有しているサーベイメータ数も不明である。（それらからの借り出しが可能であるとしても）それらを誰が運搬し、いつ各検査場所に到着できるかが不明であれば、具体的な対策と言えるものではない。

ハ. 被控訴人は「宮城県が保有する車両用ゲート型モニタは、現在は、仙台市内、大崎市内及び気仙沼市内の倉庫に保管されており、避難退域時検査場所まで輸送する際は、住民等の避難や一時移転の方向とは逆方向に輸送し設置することになる。」（55頁）と主張するが、どの業者に依頼し、その業者がいつまでに検査場所に搬入できるかが問題となる。情報公開の結果によれば、保管場所から各検査場所に運搬する業者が決まっていない（甲B10の18の2）だけではなく、各検査場所への運搬体制が記載された資料も不存在である（甲B10の4の3）。この現状で事故が起きてから運搬業者を探しても避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋める前にレーンを運び込むことができないことは明らかである。

⑥ 控訴人の主張する「検査場所に必要最小限の要員を確保していない。派遣も

できない」について

この点について被控訴人は

「要員については、原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する協力要員を派遣する体制を整備している。現在は3000人の体制となっており、避難退域時検査等の交代要員を考慮した十分な支援体制となっている(乙第22号証(38頁))。」「(51頁)

と述べているだけで、控訴人の求める

「控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合(オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合)

「それらの検査場所の役割毎の必要最小限の要員数とその根拠及び(それを合計した)各検査場所の必要最小限の要員数」

「それらの検査場所の使用の決定の連絡から何時間(何日)で①の要員のうち被控訴人の600名を検査場所に到着できるのかとその根拠」

に回答していない。回答していないということは、検査場所毎の役割毎の要員数と、それを合計した検査場所毎の必要最小限の要員数の検討が現在でも行われておらず、被控訴人が派遣する600名の各検査場所への到着時期も調査していないということに他ならない。

このような状況で「事業者間の支援体制」を「300人から3,000人に拡充」したとしても、不足する要員数が不明であれば、他の事業者から何人派遣してもらう必要があるかも不明となる。

被控訴人の派遣する600名の要員の同意の取り付けがどのような状況にあるかは、被控訴人において明らかにすることができるし、明らかにすべきことである。600名の要員の同意の取り付けのためには、要員予定者からの質問、すなわち、「何日で交替するのか」「食料と宿泊場所は確保されているのか」にどのように回答したかが重要である。被控訴人は第1準備書面51頁で、「被控訴人は、備蓄資機材を活用して600人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員する」ことを明らかにしている。

そうであれば、これらの質問にどのように回答したのか、そして、600名の要員の同意の取り付けが完了したのか否かについて言及すべきである。言及を避けているのは、被控訴人の派遣する600名の要員の同意の取り付けが未了であるからである。

他の事業者から派遣される要員も同じ質問をするはずであり、「わからない」と回答すれば、同意の取り付けは困難である。他の事業者から派遣される要員の同意の取り付けに要する期間、その要員がいつ検査場所に到着できるかも(被控訴人の派遣する600名の要員と同様)不明である。

このような状況に陥った理由は、女川地域原子力防災協議会の作業部会で、各検査場所の役割毎の必要最小限の要員数を合計した各検査場所の必要最小限の要員数と要員の到着に要する時間(日数)を検討しなかったからである。同時に、要員からの同意の取り付けの条件についても検討しなかったである。甲B37の1.別紙Ⅲの質問を作業部会のテーマにしていれば、このような事態は避けられたのである。

控訴人らは、第1次質問(甲B7の1の1)で「鷹来の森運動公園の必要要員数」「要員が避難者より早く検査場所に到着できる保証はあるか」を質問し、確たる回答が得られなかったため、第2次質問(甲B7の2の1)でも同じ事を質問し、第3次質問(甲B7の3の1)ではさらに「鷹来の森運動公園を含む各避難退域時検査場所における必要人員、3交替、24時間の稼働を予定し

ているのか」を質問している。これら質問を作業部会のテーマにせず、検査場所を当然に開設できるという前提でなされた令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会の「具体的・合理的」であることの確認と、それを了承した令和2年6月22日の国の原子力防災会議に判断の欠落と過誤があることは明らかである。

⑦ 控訴人の主張する「検査場所の必要最小限の資材を確保していない。搬入もできない」について

この点についての被控訴人の主張は

「被控訴人を含めた原子力事業者12社間で締結している「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、原子力災害発災後の避難や一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援することとしている」（51頁）

「また、資機材については、サーベイメータ360台、個人線量計1000個、全面マスク1000個、タイベックスーツ3万着等を最大限供給することとしている（乙第12号証（146頁）。）」

というものである。控訴人の求める

「鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合）

「それらの検査場所の1日の稼働にとって必要な防護服の数とその根拠」

「その防護服を使用の決定から何時間（何日）で搬入されるかとその根拠」

に回答していない。回答していないということは、それらが作業部会の検討対象から外れていたということに他ならない。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）を締結している事業者12社でタイベックスーツ（防護服）3000着を保有しているとしても、距離の遠い北海道電力や九州電力からの支援は考え難く、距離の近い東京電力等から支援を受けるとしても、東京電力等がそれらを何着保有しているのかがまず問題となる。

最大の問題は、それがどこに備蓄され、いざという時、誰が運搬し、いつ検査場所に到着するのかということである。不足するタイベックスーツ（防護服）を、原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）で賄うつもりであれば、女川地域原子力防災協議会の作業部会で、その方針を明らかにし、「どこにいくつ備蓄され、いざという時、誰が運搬し、いつ検査場所に搬入するのか」を議論の対象にする必要があったのである。しかし、それらは作業部会のテーマになっていない。甲B37の1.別紙Ⅲを作業部会のテーマにしなかった当然の結果である。

第3次質問（甲B7の3の1）で控訴人らは「検査に必要な資材の保管場所。誰が運搬するのか。事故発生後の交通渋滞で稼働開始が大幅に遅れる（「数日後」でも開始できない）こともあり得るのではないか」を質問し、第4次質問（甲B7の4の1）でも「検査所が予定通り稼働できるかどうか不明」の理由の一つとして、「検査の資材を（検査所に常置せず）事故発生後に保管場所から運搬する場合、交通渋滞で運搬が遅れる」ことを指摘している。これら質問をテーマにし、不足する資材を原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）による支援で賄うことを作業部会で明らかにすれば、県内の資材ですら搬入の遅れが懸念されるのであるから、他の事業者の備蓄品の搬入がさらに遅れることは確実であり、原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）による支援では到底検査場所を開設できないということになった

はずである。

⑧ 控訴人の主張する「食料、宿泊施設、トイレを確保していない。搬入もできない」について

この点についての被控訴人の主張は

「住民等の避難や一時移転は段階的に行われることから、避難退域時検査場所のトイレの混雑は想定されない。また、同様の理由により、避難退域時検査場所の要員の食料調達や宿泊施設の確保に支障が生じるということはない。」(55頁)

というものである。控訴人の求める

「鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合(オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合)

「それらの検査場所の食料と宿泊施設、(要員用の)トイレが確保できるか否か、確保できる場合はその根拠」

「使用の決定から何時間(何日)で食料と宿泊施設、(要員用の)トイレが搬入できるかとその根拠」

に回答していない。作業部会の検討対象から外れていたから回答できないのである。

要員予定者から「何日働くのか(何日で交替するのか)」「どこで寝泊まりするのか」「食料は用意されているのか」との質問が必ず出るはずであり、その質問にどのように回答したかについて、被控訴人は回答していない。回答していないと

いうことは、要員予定者からの同意の取り付けが未了であるということである。

控訴人の第3準備書面20頁以下で述べたように、3交替24時間で稼働を継続する場合、交替が来るまではその検査場所で寝泊まりする以外ない。冬は暖房、夏は冷房が必要である。県は宿泊施設を検討しておらず、県は320名の派遣予定者に「宿泊施設の整備の見通し」を説明していないことを認めている（甲B31の2）。そうであれば、被控訴人の600名についても「宿泊施設の整備の見通し」を説明していないはずである。

食料は稼働当日から必要である。調理して出すか、出来合いの弁当で済ませるかも決まっていない。必要な数の弁当をその都度、搬入することができなければ、要員の招集と同時に必要な量を持ち込む必要があるが、要員分の弁当を持ち込めるか、いつ持ち込めるのか、持ち込めたとして保存ができるかを県は検討していない。「各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否かを調査した資料」が不存在であることがそれを示している（甲B10の17の2）。

このような状態で、県320名、被控訴人600名の要員の同意を取り付けは困難である。食料、宿泊施設、要員用のトイレの確保は要員の確保と不可分である。

被控訴人の上記の主張からすれば、要員予定者に食料、宿泊施設、要員用のトイレの確保について、説明自体行っておらず、説明をしていないということは、600名の要員予定者の同意の取り付けが未了であるということである。段階的避難と食料、宿泊施設の確保は無関係である。段階的避難の住民が検査場所に到着する前に、要員が到着し、食料、宿泊施設を搬入する必要があるからである。県320名、被控訴人600名について、食料、宿泊施設、要員用のトイレの説明をしていないということは、要員確保の見通しが立っていないということにほかならず、その一点において、検査場所の開設は不可能であることは明らかである。

⑨ 控訴人の主張する「レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させることができない」について

被控訴人はこの点についてコメントしていない。レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、要員用のトイレについては、確保自体が未了であり、不足分をいつ確保できるかも不明である。何よりも、(段階的避難であろうと一斉避難であろうと) 避難指示が出た後、避難車両が検査場所の周囲を埋める時間(日数)内に、レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、要員用のトイレを搬入する必要がある。それらの搬入を優先させるためには、搬入に要する時間(日数)を調査し、その間避難車両の検査場所への接近を禁止する厳重な交通規制を敷く以外ない。県と市の計画にはそのような交通規制は予定されていない。協議会と作業部会でも、避難車両を検査場所に近づかせない厳重な交通規制について議論をしていない。よって、避難車両を検査場所に近づかせない厳重な交通規制の実施は不可能である。

避難車両が検査場所の周囲を埋めてしまえば、レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、要員用のトイレを積載した車両は検査場所に近づくことすら困難になる。被控訴人が控訴人の求める

「被控訴人がレーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させることができると主張するのであれば、どのような方法でそれを実現させるのか、具体的な方法を明らかにすべきである。」

に回答していないのは、具体的方法がないからである。

⑩ 控訴人の主張する「検査場所毎の継続日数が不明（継続日数に見合う要員、資材、食料等を確保していない）」について

継続日数が増えれば、交替要員、交替要員用の防護服等の資材と確保するべき食料も増えることになる。この点について被控訴人はコメントしていない。検査場所毎の継続日数は、1日当たりの処理能力を調べる必要があり、その調査をしていないため、継続日数を回答できないのである。上記の交替要員用の防護服等の資材と食料、宿泊施設、要員用のトイレの確保の見通しがなければ、要員の確保自体困難であり、要員の確保自体困難であれば、上記のように、その一点で検査場所は開設できないことが明らかである。

⑪ まとめ

検査場所を開設できるかどうかの第1のポイントは、開設の条件を確保できるかどうかである。レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、要員用のトイレ等がそれである。これまで明らかにしたとおり、それらはいずれも確保されていない。資材、食料、宿泊施設を確保しなければ、要員の同意の取り付けも困難という具合に、相互に関連する。その点を考慮すれば、検査場所を開設できる見通しはない。

第2のポイントは、それらの開設の条件を、いつ検査場所に搬入・到着させることができるかである。被控訴人は、搬入・到着については全く回答していない。正常な道路状況においても、検査場所の開設ができないのであるから、能登半島地震のような自然災害と同時に大事故が起きた場合、道路の寸断の多発によって、検査場所の開設はなおのこと不可能となる（甲B42の1～3、甲B43の1～3）。女川地域原子力防災協議会の作業部会で第1、第2のポイントが議論の対象になっていないのは、「地元同意」を急ぐあまり、避難計画の実効性に直結するテーマを外すという方針で女川地域原子力防災協議会（作業部会）が運営された結果である。甲B37の1. 別紙Ⅲの質問を握りつぶした

ことがその象徴である。

女川地域原子力防災協議会（作業部会）が「地元同意」を急ぐあまり、避難計画の実効性に直結するテーマを外すという方針で運営されたことは、県と被控訴人の①～⑩についての深い検討の欠落に繋がった。深く検討したところでそれがテーマにならないのであれば、徒労に終わるだけでなく、深い検討の結果を明らかにすれば、「地元同意」を妨害することにもなりかねないからである。甲B50の1の質問に対する県の回答（甲B50の2）がそれを示している。県が「開設条件（レーン、資材、要員、食料、宿泊施設、要員用トイレ）の確保とそれらの搬入時期、到着時期について回答していない」「何日で検査場所を開設できるかについては回答していない」「検査場所の継続日数を回答していない」のは県自体それらについて深い検討をしていなかったことを示すものである。結果、女川地域原子力防災協議会（作業部会）は単なる建前（抽象的方針）の追認で終了している。

検査場所を開設できないにもかかわらず、開設できるということで令和2年3月25日に女川地域原子力防災協議会によって「具体的・合理的である」との確認がなされたのであるから、その確認に欠落と過誤があったことは明らかである。

又、検査場所は開設できないのであるから、開設を求めている原子力災害対策指針に反することも明らかである（控訴人の第3準備書面6頁）。被控訴人が①～⑩について実質的反論を放棄しているのは、検査場所の開設の条件の確保とそれらの搬入・到着時期が作業部会のテーマにならなかった当然の結果である。

3 バスの確保と配備ができるか否かについて

- ① 控訴人の主張する「緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を把握し

ていない」について

被控訴人はこの点についてコメントしていない。コメントしていないのは、緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を今に至っても調べていないということである。緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を把握していないのであれば、バス協会（以下、協会）を通じ、バスを確保し、配備するとしても、予定台数、不足台数が不明であり、必要とするバスを確保・配備できる保証はない。

② 控訴人の主張する「バス事業者に協力を要請する責任について、県と協会との間に争いがあり、バス事業者に対する協力要請が（双方から）行われていない。必要なバスの確保が困難。配備も困難。」について

この点についても被控訴人はコメントしていない。コメントしないのは県と協会の対立が今でも続いているということである。対立が続いていけば、責任者において、日頃から継続的に行うべき

「事業者が何人乗りのバスを何台保有しているかを把握する」

「原子力災害発生時、バスの運転手の同意の有無も含め、何人乗りのバスを何台提供してもらえるか事業者毎の見込みを立てておく」

「それも踏まえ、協会全体からおよそ何台（何人分）のバスを提供してもらえるかの見込みも立てる」

「事業者との連絡網を整備しておく」

「休日・夜間も含め、事故発生時に即座に連絡できる体制を整えておく」

ことを双方ともしていないことになる。

また、協会が責任者の場合、見通しの結果を県に通知し、県は不足のバスを他の手段で調達し、県が責任者の場合、不足のバスを他の手段で調達する必要

があるが、それもしていないことになる。

控訴人の求める（県と協会から経過を聴取した結果に基づき）

「いざという時、協会を通じ何台のバスを確保できるのか」

「避難指示後、何時間（何日）で一時集合場所にそのバスを到着させることができるのか」

についても、被控訴人は回答していない。対立が続いている現状では、協会を通じてのバスの確保と配備が困難であるからである。

- ③ 控訴人の主張する「厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間（「1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要）」（甲B11の7の3）内に事業所を出て、事業所に戻ることは不可能」について

この点についても被控訴人はコメントしていない。そして控訴人の求める県と協会からの聴取結果に基づく

「厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業所に戻るができるか否かを事業者の説明しているのか」

について回答していない。県も協会も運転手の拘束時間について事業者への説明自体していないからである。

ましてや、⑤のように検査場所が開設できる見込みがないこと説明すれば、拘束時間内に事業所を出て、事業所に戻るができないだけでなく、行き先不明のバスになる訳であるから、それを承知でバスを提供する事業者はいない。

④ 控訴人の主張する「添乗員（市の職員）を確保していない。添乗員の役割も決められていない」について

この点についても被控訴人はコメントしていない。そして控訴人の求める市から添乗する職員の確保の見通しについて聴取し、

「何人確保したのか」

「添乗する職員の役割は何か」

「職員に添乗を打診したことがあるかどうかとその結果」

「打診した職員から「一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くのに何日かかるのか」「検査場所で検査を受けられないことが分かった場合、どこに向かえばいいのか」と質問されたてどのように回答したのか」

についても回答していない。添乗員の役割にあまりにも不明な点が多く、市において予定者に打診すらできない現状にあるからである。

添乗予定者に打診すれば、必ず、

イ．トイレを探すのは添乗員の役割か。どのようにしてトイレを探すのか。

ロ．水と食料の補給はあるのか。誰がどのような方法で補給するのか。

ハ．体調不良者が出た時、どうするのか。

ニ．一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くのに何日かかるのか

ホ．検査場所で検査を受けられないことが分かった場合、どこに向かえばいいのか

ヘ．自分の家族の避難は後回しにするのか。

等の質問が出るはずである。市がこれら質問に的確に回答することは困難であり、よって、現時点において打診自体しておらず、添乗員は確保されていない。

添乗員にとってのイ～への課題は、検査場所の要員にとっての交替までの期間、食料、宿泊場所等の課題と共通している。イ～への課題をクリアにできなければ、添乗員の確保はできず、その一点において、バスの配備は困難である。

⑤ 控訴人の主張する「検査場所の開設とバスの確保との関係」について

この点についても被控訴人はコメントしていない。検査場所の開設が不可能であること、開設できるとしてもいつ開設できるかわからないということをバス事業者と添乗する職員に正直に伝えれば、検査場所の周囲の路上で放射性物質を浴びつつ、待機せざるを得ないだけでなく、(検査場所での検査を受けられない結果として) そのバスは行き先不明のバスとなる。それを知ってバスを提供してくれる事業者はいないし、添乗に同意する職員もいない。検査場所の開設が不可能であることは、バスの確保に決定的な影響を与えている。

⑥ 被控訴人の主張する「宮城県災害対策本部には宮城県バス協会からリエゾンが派遣され、①宮城県がリエゾンを通じて宮城県バス協会に対し、どの一時集合場所に何台バスを手配して欲しいかを伝え、②宮城県バス協会が会員名簿等を踏まえて各会員であるバス会社に対し、順次要請に応じられるか、応じられる場合、いつ頃バスを到着させられるかを問い合わせ、③その結果を宮城県バス協会またはバス会社からリエゾンを通じて宮城県に連絡する、というのが基本的な流れになる」について

控訴人の第2次質問(甲B7の2の1)9頁の「県から協会に要請があった場合、協会の誰が会員に要請するのか」の回答(甲B7の2の2)13頁で、県は「一次的には、県が協会に要請し、それを受けて協会が会員に要請すること

としています。」「前述の担当窓口から各会員に要請が行われるものと考えております。」と回答している。

ところが、第3次質問（甲B7の3の1）の資料17～19によれば、

「県の災害対策本部が各事業者に直接要請する。」（資料17）

「県からバスの派遣要請を行う場合は、県が各会員事業者に直接要請を行う。

県によるバス派遣調整業務の支援のため、バス協会による県災害対策本部への人員（リエゾン）の派遣を検討している。」（資料18）

「各事業者への調整は県災害対策本部が直接行うのか。（質問）

県が行うことを想定している。（回答）」（資料19）

とされており、事業者への要請は、（協会ではなく）県の責任で行うことになっている。それ故、控訴人は第3次質問（甲B7の3の1）13頁で重ねて

「協会には「県の災害対策本部が各事業者に直接要請する。」と説明しているのではないか（資料17～19）。いざという時、事業者にバスの提供を要請する責任者は協会か、それとも県の災害対策本部か。資料17～19を前提にする限り、要請する責任者はあくまでも県の災害対策本部であり、協会は手伝いを派遣すれば足りる立場ではないか。協会はそのような前提で協定の締結に応じたのではないか。」

と質問した。

この質問に対し、県は、第3次質問に対する回答（甲B7の3の2）11頁で、

「災害時には、協定に基づき、県の責任において、原則として県の災害対策本

部から県バス協会に対し、輸送支援を要請することとなります。また、この要請内容について、協会（担当窓口）から個別事業者に伝達していただくこととしております。なお、県から県バス協会に対する「県の災害対策本部が各事業者に直接要請する」との説明は、協定締結前のものであり、その後の協議を経て、前述のとおり変更されてきたものです。」

と回答し、事業者に連絡を取ってバスを確保する責任は（県ではなく）協会であるとの態度を変えなかった。控訴人らは以上の経過を踏まえ、それらの資料を添えて協会に

「宮城県のこれらの回答からすれば、バスの提供にしろ、手配にしろ、宮城県は貴協会に要請、あるいは情報を伝達さえすればよく、バスの確保と手配の直接の責任は貴協会（担当窓口）にあるということになり、貴協会（担当窓口）は宮城県からいざという時のバスの確保と手配を事実上請け負ったこととなります。」

「よって、資料3の宮城県の回答を見てもなお、7月26日付貴協会の回答を変えることはないかどうか」

と再質問した（甲B11の5の1）。それに対し、協会は、従前の回答を変えるつもりはないと回答している。

要するに、第3次質問に対する回答中の「その後の協議」は存在せず、いざという時、担当窓口（リエゾン）を派遣するという協会の方針を逆手に取って、事業者と連絡をとる責任を協会に押しつけたのである。恩を仇で返す県のやり方に協会が反発し、態度を硬化させたのは当然である。従って、現状では、いざという時、協会が担当窓口（リエゾン）を派遣するという限度で話がついているに過ぎない。しかし、その程度の話で、いざという時、バスの確保と配備

ができないことは、以下のことから明らかである。

イ. 担当窓口（リエゾン）は協会のどのような立場の人か。

ロ. その立場の人は、自分が何をするか知っているのか。

ハ. その人数は何人か。

ニ. バスの確保と配備は担当窓口（リエゾン）のみが行い、県は指をくわえて見ているのか（後方支援をしないのか）。

ホ. 担当窓口（リエゾン）は、バスの確保と配備の両方を行うのか。

ヘ. 上記②の責任者による継続的努力をしないまま、いざという時、事業者に連絡を取ってバスの提供を求めても、確保は困難であり、1台のバスの提供を受けるだけでも長時間を要する。まして、そのバスの配備も担当窓口（リエゾン）が行うのであれば、（確保と合わせて）膨大な時間を必要とする（担当窓口（リエゾン）に不眠・不休を期待できるのか）。

ト. 何よりも、事業者から③の「運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業者に戻ることができるのか」「市の添乗員は確保されているのか」と質問され、担当窓口（リエゾン）が回答できなければ、その一点でバスの確保は困難である。

チ. 担当窓口（リエゾン）が事業者と連絡を取ることを拒否した場合、どうするのか

以上の点について、県と協会との間で協議を積み重ねない限り、担当窓口（リエゾン）によって、バスの確保と配備を行うことは不可能である。県と協会の対立からすれば、このような協議は困難である。よって、いざという時に担当窓口（リエゾン）が派遣されたとしても、バスの確保と配備は不可能である。

従って、被控訴人の主張する

「宮城県が宮城県バス協会（協力事業者８０社）との間で「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」を締結しており、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、住民の一時移転に必要な車両台数を確保する体制が整備されている（控訴人らが主張するようにバスが一時集合場所に配備されないということはない。」（５５頁～５６頁）

は単なる建前であり、バスの確保と配備は不可能であることに変わりがない。

- ⑦ 被控訴人の主張する「宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達することになる。東北各県のバス保有台数は青森県２０６５台、岩手県１６４０台、秋田県１３１１台、山形県１２９０台、福島県２３４６台、以上合計８６５２台となっている。」（５７頁）

「宮城県が確保した輸送手段では対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保することになっている。さらに、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請することになっている（乙第１２号証（１１１頁））。」（５７頁について

バス協会からのバスの提供が困難であることが判明してからの隣接県等へのバスの提供要請の開始となるので、要請の開始時期が大幅に遅れることは確実である。のみならず、上記⑥のように、隣接県の事業者に誰が要請するかが不明であり、上記①も重なり、要請するバスの台数も不明である。

隣接県の事業者からも「運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業者に戻すことができるのか」との質問を受けることは確実であり、それらに回答できなければ、隣接県のバス事業者の了解を得られないことは明らかである。足元のバス協会の事業者から何台のバスを提供してもらえるのか不明であるのと同じ

く、隣接県のバス事業者から何台のバスを提供してもらえるのかも不明である。

仮に隣接県から提供してもらえたとしても、それらのバスが一時集合場所に到着する時間（日数）が不明である。

ましてや、隣接県から提供されたバスについて④の添乗員を同乗させるのであれば、それらのバスが一時集合場所に到着しても添乗員がおらず、隣接県の事業所に戻る以外ない。検査場所の要員と同様、添乗員を確保できない以上、その一点でバスの配備は不可能である。

⑧ まとめ

①～⑦を総合すれば、バスの確保と配備は困難である。大事故が能登半島地震のような自然災害と同時に起きた場合、道路の寸断によりなおのことバスの配備は困難である（甲B42の1～3、甲B43の1～3）。被控訴人は①～⑦について実質的反論を放棄している。

それにもかかわらず、「女川地域の緊急時対応」が「具体的・合理的」であると確認された令和2年3月25日当日の同協議会作業部会において「宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」に基づき住民避難用バスを確保。」（甲B40の11の34頁）との結論を下したのは、①～⑦をテーマから外したからである。甲B37の1. 別紙Ⅲの質問をテーマにしていれば、このようなことにはならなかったはずである。

①については、第1次質問（甲B7の1の1）で控訴人らは「バスで輸送しなければならない石巻市内の避難者の数。輸送に必要とするバスの台数」を質問し、第3次質問（甲B7の3の1）でも「必要なバスの台数（座席数）が明らかになる時期」と質問し、第4次質問（甲B7の4の1）では「緊急輸送に必要なバスのトータル台数（座数）が不明（バスによる輸送については基本的なデータの収集すらできていないのが現状）」と質問している。

②⑥については、第1次質問（甲B7の1の1）で「県がバス協会に要請す

れば、バス協会所属の事業者は応ずるのか。応ずると判断する根拠は何か。」「バスを配備（どのバスがどの一時集合場所に行くのか）するのは誰か。どのようなルートで運転手に伝達するのか。」と質問し、第2次質問（甲B7の2の1）でも「県のどの部署の誰が協会の誰にバスを要請するのか（夜間休日の体制）。県から協会に要請があった場合、協会の誰が事業者に要請するのか。確保したバスの集約者は誰か。どの一時集合場所に派遣するかを決めるのは誰か。」と質問し、第3次質問（甲B7の3の1）では、ズバリ「(バスの確保を事業者に要請するのは協会と回答しているが)協会には「県の災害対策本部が各事業者に直接要請する」と説明しているのではないか(協会は手伝いを派遣すれば足りる立場ではないか)。」「(バスの配備も協会が行うと回答しているが)協会に対しては「いざという時、バスの手配を現場で実施するのは県の災害対策本部」と説明しているのではないか。」と質問している。第4次質問(甲B7の4の1)でも「バスの確保が不明(協会から提供してもらえるバスの台数が不明。不足するバスの台数も不明)」と質問している。

バスの確保と配備にとって、②⑥を作業部会のテーマにしなかったことは致命的である。②⑥をテーマにすれば、県と協会の対立が明らかになり、作業部会で協調の方向で議論することも可能であったのである。②⑥がテーマにならず、県と協会の対立が放置され、協会を通じての確保と配備が事実上不可能になったのである。②⑥をテーマにしなかったことは、作業部会の著しい判断の欠落である。

③については、第2次質問（甲B7の2の1）では「運転手の同意を取り付けているか。協会において事業者を確認しているのか。その点を県が事業者を確認したのか。」「バスの出発から会社に戻るまでの時間（運転手の拘束時間）を決めないで要請するのか。それが不明であれば、運転手からの同意の取付は困難ではないか。」、第3次質問（甲B7の3の1）では「運転手の拘束時間を超えるのではないか。」と質問している。

④については、第1次質問（甲B7の1の1）では「市の職員のうち、誰がバスの添乗するのか。」、第2次質問（甲B7の2の1）でも「誰がバスに添乗するのかが決まるのはいつ頃か。家族の避難、被ばくの危険性の点で同意の取り付けは困難ではないか。」、第4次質問（甲B7の4の1）でも「バスの添乗員（市の職員）の確保が不明」と質問している。

これらの質問を無視し、実際にバスの確保と配備ができないにもかかわらず、女川地域原子力防災協議会において、「宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」に基づき住民避難用バスを確保。」との結論を下したのは、地元同意を急ぐあまり、避難計画の実効性に直結するテーマを外して審議する方針で作業部会が運営されたからである。控訴人らの上記質問を握りつぶしたのはその象徴である。地元同意を急ぐあまり、避難計画の実効性に直結するテーマを外して審議する方針は、バスの確保と配備について県と市の内部検討を欠落させることに繋がった。市が添乗員の役割について深掘りしなかったのは、そのためである。甲B50の1の市に対する質問に対する市の回答（添乗員の確保について触れていない）（甲B50の3）がそれを示している。

以上のとおり、女川地域原子力防災協議会（作業部会）の判断に欠落と過誤があったことは明らかである。バスの確保と配備はできないのであるから、この点も、原子力災害対策指針に違反している（控訴人の第3準備書面の31頁～32頁）。

第3 被控訴人の主張する防災訓練（第1準備書面 第3の1の（4））について

被控訴人は第1準備書面 第3の1の（4）において、国の原子力総合防災訓練、宮城県等が実施する訓練の内容を紹介した上で、

「国（内閣府、関係省庁）、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊等の関係機関及び

被控訴人は、女川地域の緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る取り組みを行っており、今後行うこととしている。」(41頁)

と結んでいる。

しかし、控訴人の一審の第12準備書面、第2の2で明らかにしたように、防災訓練の実態は、大事故による避難の現実を反映したものではない(甲B17の1の1～甲B17の4の3)。「検査場所の開設」と「バスの確保と配備」について、被控訴人が実質的反論を放棄しているのは、それらが防災訓練の対象になっていない結果でもある。

「検査場所の開設」は、防災訓練の積み重ねではどうにもならない問題である。「検査場所の開設」を防災訓練の対象にするのであれば、せめて、「オフサイトセンターから使用できる検査場所、使用できない検査場所の連絡を受けた被控訴人の600名の要員を何時間(何日)で確保できるか、何時間(何日)で各検査場所に到着させられるか」について調べる必要があるが、現状の防災訓練は、そのような内容とはなっていない。

従って、防災訓練を繰り返しても、得られる教訓は検査場所の開設の可否、バスの確保と配備の可否等とは無関係である。

第4 結論

被控訴人の第1準備書面の特徴は、控訴人の第3準備書面に対する実質的反論を放棄している点にある。実質的反論を放棄せざる得なかったのは、女川地域原子力防災協議会(作業部会)で、避難計画の根幹である「検査場所を開設できるかどうか」「バスの確保と配備ができるかどうか」をテーマにしないで審議したからである。

よって、被控訴人の第1準備書面の内容に照らしても、「検査場所を開設できない」

「バスの確保と配備ができない」ことはもはや明らかである。検査場所を開設できず、バスの確保と配備ができないということになれば、大事故が起これば控訴人の第3準備書面の4頁の「増災」とそれによる人格権侵害が現実のものになる。宮城県内の住民も避難計画に不安を抱いている（甲B48の1～3）。

裁判所は、控訴人の主張する大事故の具体的危険の主張・立証が必要との論を退け、検査場所が開設できるかどうか、バスの確保と配備できるかどうかを審理の対象にし、「増災」による人格権侵害を未然に防止すべきである。

以上